令 和 ８年 度

防 災 計 画
警 備 計 画

諏訪市立　四 賀 小 学 校

令和8年度　　**防災及び警備計画**　　諏訪市立四賀小学校

1　本校の安全・防災教育

みがく

知恵をみがく・・・安全に対する知恵をもつ
体をみがく・・・・その場の状況に応じて、正しく行動できる
心をみがく・・・・その場の状況に応じて、正しく判断できる。

1　安全指導

(1) 学校設備の安全
①校舎内外の安全点検
・毎月一日、（初授業日）に全職員で点検し、安全点検カードに記入の上、安全係に提出。
・点検分担箇所については、火気責任者表の場所と同じ。
②校舎内外の安全に関わる約束
・ジャンボ滑り台の約束

１．人を押したり、うしろからついたりしない。
２．転がっておりない。（頭などを打たないように）
３．高学年は小さい子どもにゆずって、仲良く遊ぶ。
４．ロープを（鎖も）こえて、土手に入らない。
５．階段は上り専用とする。
※ 坂を下から登ることはしない。
※年度始めに遊び方の指導を学年・学級で行う。低学年は現場へ行って指導する。
2年生で使い方を確認してから使用する。
※ このすべり台は，昭和６２年度ＰＴＡバザー収益金をもとに作られ，６３年度のＰＴＡ役員のみなさんによって改修されたものです。さらに昨年度１５０周年記念事業として全校児童が関わってモザイクタイルを埋め込みました。いつまでもみんなで遊べるすべり台になるよう，安全に気をつけて楽しく遊びましょう。

・体育館・校庭・遊び場所の約束

◎危険防止から、約束事項の徹底をはかってください。
１．体育館
①全校の遊び場所とする。休み時間等の使用割は、係で検討する。
②ステージ、器具室、ギャラリーでは遊ばない。
③ボール蹴り、バットの使用禁止
④登り綱の使用は、担任と一緒の時にする。
２．校庭
①サッカーゴールにぶらさがって遊ばない。
②校庭がぬかるんでいる日（赤旗）は、使用しない。
③バットの使用を禁止する。
※体育館、校庭器具室の用具は遊びに使用しない。(教師の指導のもとでは可)
※バスケットボール、サッカーボールなど、後片付けの指導を徹底する。
３．体育館後ろの空き地　使用不可（石垣にマムシ）
４．その他
①神戸山での遊びは、教師の指導下で行う。子どもだけでいかない。
②校舎外のフェンス、崖では遊ばない。
③特別教室や資料室などでは遊ばない。
④プールや池に石を投げ込まない。

(2) 学校外の安全点検

○通学路が工事などで変更になる場合は、変更道路の確認と点検をおこなうとともに、家庭と児童への連絡と指導をおこなう。

○遊び場所や通学路については、PTA 校外指導部が中心になって危険個所の選定、巡視を行なう。特に危険な個所については、学校に連絡をしていただき、対策を検討する。

(3) 四賀防災の日の実施

○ねらい

・児童が防災の重要性を実感し，日々の生活の中で防災の意識を高める。
・児童と地域住民・関係機関との関係を深め，互いに助け合える関係を築く。
・災害発生時の初期対応能力を向上させ，被害を最小限に抑えるための知識とスキルを学ぶ。
・自助，共助，互助の精神を育み，地域社会と協力して防災力を高める大切さに気づく

○昨年度の実施内容【９月２５日（木）】

・消防団の方による消火訓練の見学。（全校）
・防災カルタで遊び，防災について興味を持つ。（１・2 年生）
・消防署の方をお招きし，普段の仕事・工夫していることについて話を聞く。（3 年生）
・諏訪市役所危機管理市民安全係の方に来ていただき，よりあい塾（わが家のマイタイムライン作成・防災対策）の講座をお聞きする。（4 年生）
・ＪＲＣ(赤十字奉仕団)の方による出前授業。（5 年生）
・消防団の方の仕事・やりがいなど，消防団の方と交流・消火体験。（6 年生）

2　学校防護

(1) 学校防護団組織

○職員により以下のような防護団を組織し、火災発生の予防や万が一の発生時の対処に備える。

管理権限者（校長）

- 予防管理組織（鎌倉久）
 - ①避難訓練係（鎌倉）
 - ②消防用設備等の点検係（教頭）
 - ③火気取締り係（下平・教務）
 - 各室火気取締り責任者（各管理責任者）
 - ④消火訓練係（下平）
- 防火管理者（教頭）
- 消防組織（笠原）
 - ①指揮係（鎌倉久）
 - ②通報係（教頭・鎌倉知）
 - ③避難誘導係（各学級担任）
 - ④救護係（宮﨑）
 - ⑤舎内点検係（松澤）
 - ⑥消火係（下平）
 - ⑦搬出係（小池）

(2) 避難訓練

○年間５回（実態に応じて複数回追加）の避難訓練を計画する。

・事前確認　各教室からの避難経路・避難の仕方の確認。

※非常ベル対応の訓練(4月当初　朝の時間)

鳴った時の対応･誤作動の場合の対処･避難経路の確認を行う。

第１回の避難訓練の前に，学年・学級で避難経路，避難のし方を確認する。

第１回〈４／９（木）〉　…火災時の避難。新しい教室から校庭までの基本，経路を確認して避難。

＊事前に火災非常ベル対応訓練：４／８（水）の朝の時間に短時間行う

第２回（５／7(木)）・・・引き渡し訓練（５時間授業にして）

第３回（６／５(金)）…下校中災害時避難訓練。

学校・公民館等への避難。

・四賀の子どもの安全を守る会①５／２０（水）で区長さん等との連携を図る。
・２回目で反省を出し合い次年度について検討する。

第４回〈 ９／１（火）〉　…防災の日にあわせて地震発生時の避難訓練。

第５回〈１１／６（金）） …非通知の教職員不在時避難訓練。休み時間に行う。
事前に段階的に短訓練を入れる。子どもには知らせずに行う。

○避難の仕方や約束
・廊下の教室側に２列に並ぶ。場合によっては教室の中に並ぶ。
・人数確認（担任）
・状況に応じた避難の仕方
（姿勢を低くし、ハンカチで口を押さえる。
煙がひどいときには壁伝いに避難する。等）
・右側通行の原則
・校舎内ではハンカチを口に当て、校舎外にでたらはずす。
・校舎内では走らない。校舎外に出たら駆け足。
・口を閉じて、しゃべらずに避難する。
・避難場所に集合したら、再度人数確認。
＜避難の合い言葉＞ **お**さない **は**しらない **し**ゃべらない **も**どらない

○四賀小防災の日（９月２５日（木））全校で（各学年ごと）防災について考える時間を持つ。
案：（全）地域の消防団（第６分団）の協力で，消火訓練の見学。
（低）消防車等の見学
（中）消防署の方・市役所の方による出前講座
（高）体験型防災教室

3　交通安全指導
(1) 歩行指導
①登校班による集団登校
○下記の期間に登校班による集団登校をする。
・年度始め　（4 月 7 日～10 日）
・夏休み明け（8 月 24 日～28 日）
・年度末　　（3 月 5 日～9 日）
○上記以外にも必要がある場合には集団登校を実施する。（安全係で検討）
○集団登校に関わる具体的な指導内容は次の通り。

（１）集合時刻に集まる。「おはようございます。」と班員の確かめをする。
（２）一列で歩く。歩く速さは低学年に合わせ、急いだり、走ったりしない。
（３）傘や手荷物などは危険がないよう、正しく持つ。
（４）交差点では止まって２列になり（または列を詰め）、全員で超えに出して左右の安全を確かめ、ひとりひとり手を（傘を持っている時は傘を）挙げてすばやく渡る。
（５）道を譲っていただいたら、渡った後に運転者へ「ありがとうございます」の礼をする。
（６）学校（校庭）に着いたら、班長が反省会をもち、必要な点を確かめてから終わりにする。

②自主登校
・集団登校期間以外は自主登校とし、次の点を指導する。

☆7:４０より前には登校しない。8:10 までには登校する。
☆二人以上で登校する。

③街頭指導
・児童の登校・下校の様子をみて指導する。問題点は職員会議等で検討する。
・街頭指導は下記の期間中に所定の場所でおこなう。　☆年度始め　☆夏休み明け　☆年度末
(2) 登下校中特に通行に注意が必要な場所
・神戸南信号東ガード下
横断歩道のない道路での横断の仕方を特に指導しておく。
狭いため、車とのすれ違いが危険である。車が来るときには手前で止まることを確認しておく。
・神戸南信号

変則的４つ角のため、横断が難しい。また、カクチ商店側が狭く、登校の横断後、や下校時の信号待ちが危険である。信号をしっかり確認し、待つときも車に十分に注意する。

・広瀬橋

車の交通量が多い。橋の前後の特に通勤バイパスへ引き込み道路の出入り口では一時停止を市左右の確認を十分に行う。

・神戸信号

インターからの左折車、旧道からの車に十分注意する。

・ＬＣＶ前

踏み切りの通行をさけるため、車橋方面から来た児童は、ＬＣＶ前で左折し、四賀ハウス下のガード下を通って屯所前に出る。

・屯所～仏法寺下

児童が横に広がって歩く傾向が見られる。周りの車に対する注意が甘い。

(3) １年生の下校指導

安全に下校できるようにすることを目的とし、年度当初学年の計画で下校指導を段階的に行なう。４方面にわかれ、1 学年担任が送っていくが、児童の様子に応じて協力体制をとって進める。（養護教諭は外す。）

(4) 自転車乗り指導

・必ずヘルメットを着用する。

・交通量の多い道路での自転車乗りは、保護者と相談する。

・家庭の責任・指導のもとで技量に合った範囲で乗る。交通ルールを守って、自分や周りの人の安全に十分気を配って乗るようにする。

(5) 交通安全教室

・年間１回（春）、学年の計画により交通安全教室を開催する。

・１・２学年は学校周辺の道での歩行指導、３～６年生は体育館での講習会、ビデオを使っての自転車乗り指導。

(6) 登校班編制

・登校班の編制、変更は「地区子ども会」担当・「PTA 校外指導部」担当と連携して進める。

４　学校における凶悪犯罪など発生時の児童への指導

(1)日常的に指導すること

＜校内で＞

校内に来校された方がいたら挨拶する。（来校者の様子の観察）

不審な人物がいた場合には、近くの先生に連絡する。

※不審者＝「来校者」と書かれた名札をしていない。挙動不審。

「事務室はあちらです。」の声がけに反応しない・別の方向に行こうとする。

刃物などの武器を所持している。

その不審者には　★近寄らない　　★持っている物をよく見る　　★行動や様子をよく見る

★様子がおかしかったら、大声を出してすぐ逃げる。

教室外への出入りは、開けたら閉めるようにする。

非常時の対応(避難経路・避難場所等)を常に確認しておく。

＜校外で＞

登下校は二人以上でする。場合によって集団登下校をする。

不審な人物に声をかけられたら

★逃げる　　★近くの人に助けを求める　　★近くの家、「安心の家」に逃げる

(2) 非常時の動き

緊急事態発生の現場にいる児童は、最も近くにいる先生に連絡、もしくは助けを求める。

★相手が近づいてきたら逃げる。

(刃物) かばん・教科書などで自分の身を守る。

(薬品) 衣服・帽子などで自分の身を守る。付いたらすぐに拭いたり流したりする。

緊急事態発生の現場の近くにいた児童は、先生の指示に従い素早く避難する。

★落ち着いて　すばやく　安全に

放送を黙って聞く。放送が終わるまで動かない。

★先生の指示に従い、すばやく行動・避難する。

「緊急事態！緊急事態！△△付近で不審者発見！

児童の皆さんは、近くの教室に入り教室のドアを閉めなさい！」

※第1避難場所として、特別教室を除く各教室(1年・2年・3の1～6の2・かしわ・なかよし1・2)に逃げる。

※警察に通報する。

(第１避難場所…~~校庭~~　→各教室)

(第２避難場所…校庭、状況に応じて指示)

★家の人が来るまで、校庭及び避難場所で待つ。勝手に動かない。

避難後、まず児童の人員を確認する。

★家庭連絡をし、保護者に確実に児童を引き渡す。

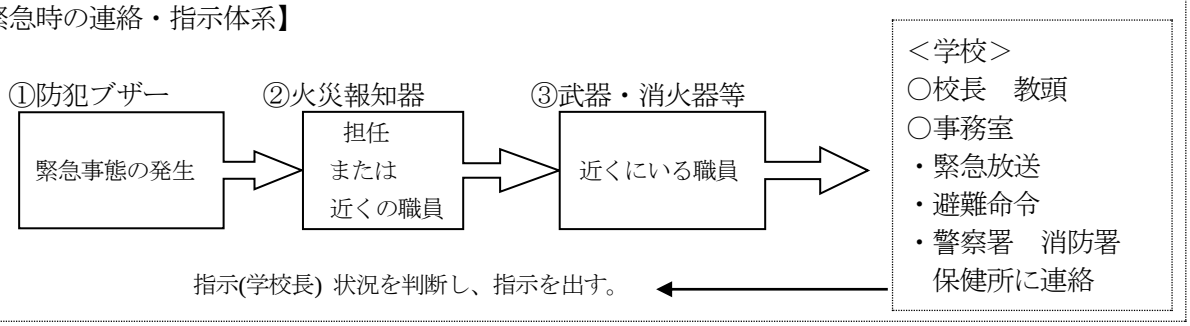
(3) 事後指導

① 家庭訪問を行うなどして、児童の心の安定に努める。

② 入院をしている児童がいる場合は、病院へ見舞いに行く。

③ 緊急時の対応について総括し、その後の指導などに生かすようにする。

【緊急時の連絡・指示体系】



※校内電話で全校にながす。

２ 令和8年度諏訪市立四賀小学校　消 防 計 画

(目的)

第１条　この計画は、消防法第８条第１項にもとづき、四賀小学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止をはかることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第２条　この計画は、学校に出入りし、または居住するすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の責務)

防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の責務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成及び変更

(2) 消火通報、避難誘導訓練の実施

(3) 消防用設備等の点検、整備の実施

(4) 自衛消防組織の編成

(5) 火気使用器具、設備等の点検、整備の実施

(6) その他、防火管理上必要な業務

(予防管理組織)

第４条　予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検、検査をするための組織とする。

(火災予防のための組織)

第５条　諏訪市立小学校管理規則（昭和 38 年教育委員会規則第１号）第 23 条第３項に規定する防火管理

者は、常に火災の予防及び地震時の出火防止をはかるため防火管理者の下に、火気取締まり責任者及び消防用設備の点検者を置く。
火気取締まり責任者（別表１）
防火管理者（　校長　）－消防用設備等点検者（　教頭　）

２　火気取締り責任者は常に分担箇所における火気の点検を行い、安全を確認する。

３　火気取締り責任者は前項の点検の結果、異状を認めた時は臨機の処置を講ずると共に、速やかにその旨を防火管理者に報告しなければならない。

４　消防用設備等点検者は設置された消火器、自動火災報知設備、その他の消防用設備等の日常管理、安全点検を行なう。

（点検の方法）

第６条　点検は、別表２及び別表３によって実施することとし、点検の結果を点検台帳に記載すると共に、異状を認めた時は、直ちにその旨を防火管理者に報告しなければならない。

（改善措置及び記録の保存）

第７条　防火管理者は前条の規定による点検の結果、改善を要する事項を発見した時は、速やかに改善の措置を講じなければならない。

２　点検検査の結果は、その都度点検台帳に記録し、その措置と共に保存しなければならない。

（消防用設備等の点検報告）

第８条　消防法第 17 条の３の３に規定されている点検及び報告制度について　点検は、専門業者に依頼することとし、点検の結果を維持台帳に記録すると共に、防火管理者の責任において消防署に報告しなければならない。

（警報伝達及び火気使用の規制）

第９条　防火管理者は火災警報発令または火災が発生した時は、その旨を学校内に伝達するとともに、火気使用の中止または危険箇所への立ち入り禁止を命ずることができる。

（臨時火気の使用）

第 10 条　学校の内外において臨時に火気を使用する場合は、あらかじめ防火管理者の許可を受けなければならない。なお、時間外及び休業中に火気を使用する場合は必ず日直当番又は防火管理者に届け出なければならない。（休日に火気使用の場合は、あらかじめ防火管理者の許可を受けるものとする。）

２　前項の規定により臨時に火気を使用し、その使用を終了した時は、消火を確認し、使用器具などを点検し返却しなければならない。

（自衛消防組織の編成）

第 11 条　火災が発生した場合、被害を最小限に止めるため、次により自衛消防隊を編成する。組織と任務は次の通りとする。

令和６年度　自衛消防隊（組織と任務）四賀小学校

	係名と職員　　場　所	活動内容（任務）	備考
一	本部　○校長・係主任　　○校庭の鉄棒前 （校長・教頭・鎌倉）	○全般の統括・指令伝達 状況把握・対外対策	○本部旗　提灯 ハンドマイク
部	避難誘導係　　○校庭の指揮台前 第一次誘導 （学級担任） 第二次誘導 （学年主任と教頭）	○児童の避難誘導・掌握 ○本部へ異状の有無の報告 ○避難場所の移動（第二次避難）	○全員避難後諸連絡 ○出席簿 ○授業時の一次避難は 担任及び専科

	休憩時（授業外）の誘導 ○火元と反対側の出口から　○避難後、担任は、避難誘導の順で児童を引き継ぐ。 １年１組～給食室　○辻（牛山美）　パソコン室～校長室　○宮澤（小林） 郷土資料室～保健室　○宮﨑（前島）　２年１組～３年１組　○岩波 集会室～昇降口○神田　鮎澤　図書館○鮎澤 図工室～かしわ学級○森本　小池　英語教室～4 年教室・高学年トイレ・東階段○下平 調理室～英語教室○笠原　６年１組～5 年２組の教室○星野 体育館～６年教室・トイレ○内川　音楽室～プール・ゴミステーション○松澤 理科室～中庭・中央階段○森本　給食室○牛山美 ○本部へ異状の有無の報告 【救　護】　○本部付近　○保健室にいる児童の避難、負傷者の手当て、校医への連絡 （宮﨑）　○常時薬品準備	
二 部	【本部の指示を受けて行動】 ○通 報　事務室（教頭・鎌倉知） ○携帯電話　（教頭・鎌倉知） ○防災無線（教頭・鎌倉知） ○舎内点検 （○松澤・鮎澤・牛山美・（岸本・黒澤）） ○事故発生後直ちに 119 番 110 番へ電話連絡する。（教頭） 通報場所 119 110　市教委　南信教育事務所 県教委 ○重要書類の保管・耐火書庫の閉扉 （鎌倉知・平林・牛山美） ○不明児童がいた場合、可能安全な範囲で捜索を行う。	

（通報・連絡）

第 12 条　火災発見

1　火災を発見した者は、直ちに場所と延焼状況とを本部（校長室・職員室・事務室）　に連絡する。

2　通報連絡係員は、次の放送文例により緊急放送を行なう（教頭）とともに消防機関「１１９」と警察署「１１０」に通報する。（教頭）

⑴授業中の場合

「ただ今、特別教室棟理科室より火災が発生しました。何も持たないで、落ち着いて、校庭に避難しなさい。（繰り返す）以上。」

⑵休憩中の場合

「ただ今、給食室より火災が発生しました。何も持たないで、落ち着いて、校庭に避難しなさい。」

3　通報係（教頭・事務）は、校内電話または携帯電話で次の各所に通報する。

⑴市教委へ報告する。

市役所 (52-4141)教育総務課へつなげ、「四賀小学校火災」と報告。教育長への連絡を依頼する。

⑵南信教育事務所へ報告する。

南信教育事務所学校教育課(0265-76-6860)を呼び出し、「四賀小学校火災」と報告。こちらへの連絡は、携帯電話（教頭　百瀬　090-4064-9481 ）へするよう伝える。

（避難誘導）

第 13 条　避難誘導は次のように行なうこと。

1　授業中、校内出火の場合

⑴ 学級担任は直ちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くように指示する。

⑵ 校舎内より火災が発生した場合は、出火場所にかかわらず全児童を校庭指揮台前に避難させる。

⑶ 担任引率で避難開始。原則として火元の反対側の階段より避難させる。

⑷ 教室を出るとき

①「先生から目を離すな」「しゃべるな」と大声で言う。

②窓を閉め、鍵をかけないで、カーテンを開ける。電源を切る。ストーブを消す。

③帽子をかぶり、ハンカチ等を口に当てる。

④廊下に並ぶ。

⑤担任は出席簿を持ち、教室に児童が残っていないか確認する。

⑥低学年優先で避難する。

(5) 避難場所

①校庭西のフェンス前に 5.3.1.2.4.6 年,特別支援学級の順に本部の方を向いて並ぶ。

②担任は人員確認をし、学年主任に報告。学年主任は人員の状況を本部に知らせる。

③各係は本部の指示を待つ。

2　休憩中、校内出火の場合

(1) 状況報告と行動の指示を行なう。児童はその場に立ち止まって静かに状況と指示を聞く。

(2) それぞれの場所に静かに集合する。

①教室児童は、廊下に出て、窓側に２列に並んで、先生を待つ。

②体育館児童は、入り口窓際に２列に並んで、先生を待つ。

③校庭児童は、指揮台前に集合する。（各組２列）

④校舎周辺等その他の外児童は、校庭へ集合する。

⑤その場にいた高学年児童は、低学年児童の整列その他の面倒をみる。

(3) 分担教師は放送を聞き、分担場所へ急行する。学年主任は校庭へ直行する。

(4) 分担教師引率で避難開始。

(5) その他、授業中の活動に準じて行なう。

（休日、夜間における活動体制）

第 14 条　休日、夜間において火災を発見した場合は、次の活動をする。

(1) 大声で、または放送で「○○火事」と、いる人に知らせる。

(2) 初期消火に努める。

(3) 直ちに「１１９」に「四賀小学校　火事」と通報する。

(4) 警察署・市教委・学校長・教頭・全職員に知らせる。

(5) 本部位置を明示する。

（必要事項の周知徹底・訓練）

第 15 条　防火管理者は、必要事項の周知徹底をはかるとともに、訓練をしなければならない。

(1) 必要事項の周知徹底

①防火管理上の遵守事項。　②防火管理に関する職員各自の任務及び責任に関する事項。

③消防計画の内容。　④その他必要な事項。

(2) 避難訓練

○年間５回（実態に応じて複数回追加）の避難訓練を計画する。

・事前確認　各教室からの避難経路・避難の仕方の確認。

※非常ベル対応の訓練(4月当初　朝の時間)

鳴った時の対応･誤作動の場合の対処･避難経路の確認を行う。

第１回の避難訓練の前に，学年・学級で避難経路，避難のし方を確認する。

第１回〈４／９（木）〉　…火災時の避難。新しい教室から校庭までの基本，経路を確認して避難。

＊事前に火災非常ベル対応訓練：４／８（水）の朝の時間に短時間行う

第２回（５／７(木)）・・・引き渡し訓練（５時間授業にして）

第３回（６／５(金)）…下校中災害時避難訓練。

学校・公民館等への避難。

・四賀の子どもの安全を守る会①５／２０（水）で区長さん等との連携を図る。

・２回目で反省を出し合い次年度について検討する。

第４回〈 ９／１（火）〉　…防災の日にあわせて地震発生時の避難訓練。

第５回〈１１／６（金）〉　…非通知の教職員不在時避難訓練。休み時間に行う。

事前に段階的に短訓練を入れる。子どもには知らせずに行う。

○避難の仕方や約束

・廊下の教室側に２列に並ぶ。場合によっては教室の中に並ぶ。

・人数確認（担任）

・状況に応じた避難の仕方

（姿勢を低くし、ハンカチで口を押さえる。
煙がひどいときには壁伝いに避難する。等）

・右側通行の原則

・校舎内ではハンカチを口に当て、校舎外にでたらはずす。

・校舎内では走らない。校舎外に出たら駆け足。
・口を閉じて、しゃべらずに避難する。
・避難場所に集合したら、再度人数確認。
＜避難の合い言葉＞　**お**さない　**は**しらない　**し**ゃべらない　**も**どらない

○四賀小防災の日（９月２５日（木））全校で（各学年ごと）防災について考える時間を持つ。
昨年度の例：　（全）地域の消防団（第６分団）の協力で，消火訓練の見学。
（低）消防車等の見学
（中）消防署の方・市役所の方による出前講座
（高）体験型防災教室

（震災予防措置）
第 16 条　各点検者及び火気取り締まり責任者は、地震時の災害の発生を予防するため、次の事を行なうものとする。
(1) 建築物及び建築物に付随する施設（看板、窓枠、外壁等）及び校舎内外に陳列、設置する物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査。
(2) 火気使用器具などの転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査。
（地震後の安全措置）
第 17 条　各点検者及び火気取り締まり責任者は、地震後、建物・火気使用器具等の点検を行なうとともに、安全性を確認後、使用を開始するものとする。
（備蓄品）
第 18 条　震災に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。
医薬品、ラジオ、拡声機、ロープ、メガホン、食糧、飲料水、その他必需品
（地震時の活動）
第 19 条　地震時の活動は、次によるものとする。
(1)授業中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本行動
第１次措置	○火気使用器具の始末をすると共に初動体制に必要な指示・命令を行なう。	○地震発生と同時に児童を机の下などに身をかくさせ、本部からの指示を待つ。 ○火気使用器具の始末を行なう。
第２次措置	○校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の命令を校内放送及び口頭で行なう。	○教室内外の状況を確認し、避難の準備を行なう。 ○屋外への避難命令を受けた場合は、児童に防護措置を取らせ、避難路に従い避難開始する。
第３次措置	○避難終了の確認を行なうと共に、第２次避難場所への避難を判断する。	○出席簿を携行し、校庭へ避難完了したならば、人員点呼を行い、異状の有無を本部へ報告する。

(2) 休憩中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本行動
第１次措置	○火気使用器具の始末をすると共に本部員以外の者は、校庭及び体育館等に急行し、児童の安全措置を講ずる。 ○本部員は全児童及び校舎の被害状況を把握すると共に、その状況応じた措置命令を行う。	○地震発生と同時に教室に直行し、机の下に入るように指示するとともに、出口を確保する。 ○火気使用器具の始末を行なう ○地震動終了後、混乱を沈め、人員を確認し、教室にいない児童数を調べる。
第２次措置	○本部員以外の者は、状況により児童に教室に戻るように指示する。	○児童が全員教室に戻ったかどうか、また負傷の有無を確認し、その措置を行う。 ○その後の行動について、本部からの指示を待つ。
第３次措置	○授業中に準じて行なう。	○授業中の避難に準じて行なう。

（避難行動）

第 20 条　避難行動は、次により行なうものとする。

(1) 児童が机の下に身を防いだ時点で、座布団などで防護措置を取らせ、避難行動が容易に行なえるようにする。

(2) 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行なうものとする。

(3) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して避難を行なう。それ以外は基本経路に従い避難するものとする。

別表２　自主点検基準法

(1) 防火施設

区　　分	点検者	点　検　時
建物全般	教頭･教務主任	毎日　朝・放課後
舎内の整理整頓	各担任	毎日　清掃時
火気使用施設・灯油庫	教頭･庁務員	毎日
暖房機	日直当番･教頭	使用期間中　毎日
電気施設全般	教頭	毎日
喫煙・焚き火	教頭･各自･責任者	毎日
危険物	教頭･各自･責任者	随時

(2) 消防用施設

区　分	点検者	観察	機能検査	精密検査
消火施設・全般	教頭　分担者	随時	年１回	５年ごと
警報施設	教頭	随時	年５回	５年ごと
はしご・階段	教頭	随時	年３回	５年ごと
避難口	教頭	随時	年３回	５年ごと

３ 火気取り締まり及び管理責任者表

No.	場　　所	管理者	No.	場　　所	管理者	No.	場　　所	管理者
1	１年１組教室	辻	26	プール入口･便所	内　川	51	被服室	神　田
2	四賀っこ教室１	辻	27	会議室	教　頭	52	第２音楽室	松　澤
3	２年１組教室	岩　波	28	放送室	中　森	53	音楽準備室	松　澤
4	四賀っこ教室２	岩　波	29	ふれあい	教　頭	54	第１音楽室	松　澤
5	３年１組教室	宮　澤	30	２階便所	宮　﨑	55	英語教室	宮　澤
6	四賀っこ教室３	宮　澤	31	職員室	教　頭	56	児童会室	星　野
7	４年１組教室	鎌倉久	32	事務室	鎌倉知	57	高学年棟便所	鎌倉・下平
8	４年２組教室	下　平	33	校長室	教　頭	58	高学年棟３Ｆ物置	星　野
9	５年１組教室	内　川	34	ロビー･ベランダ	教　頭	59	体育館	内　川
10	５年２組教室	神　田	35	雑庫	鎌倉知	60	体育館器具室	内　川
11	６年１組教室	星　野	36	保健室	宮　﨑	61	体育館便所	内　川
12	６年２組教室	中　森	37	２階東便所	宮　﨑	62	渡り廊下下置場	―
13	かしわ１学級	森　本	38	相談室	前　島	63	楽焼小屋	―
14	なかよし１学級	笠　原	39	郷土資料室	中　森	64	校庭	下　平
15	なかよし２学級	小　池	40	図工室	星　野	65	校庭器具庫	下　平
16	あおぞら教室１	小　林	41	児童クラブ	森	66	プール諸設備	下　平
17	あおぞら教室２	前　島	42	図書館	鮎　澤	67	管理棟周辺	鎌倉久

18	玄関・昇降口	教　頭	43	３階便所	宮澤・笠原	68	特別棟周辺	松 澤
19	１階廊下	辻	44	集会室	鎌倉久	69	中庭	笠　原
20	玄関奥倉庫	教　頭	45	特別教室棟便所	松澤・笠原	70	高学年棟周辺	神　田
21	女子更衣室	辻	46	歯ッピー教室	宮　﨑	71	体育館周辺	鎌倉久
22	男子更衣室	森　本	47	理科準備室	笠　原	72	校庭上駐車場	小　池
23	給食室	牛山美	48	第１理科室	笠　原	73		
24	清掃用具室	小　池	49	調理室	神　田			
25	１階便所	辻・岩波	50	家庭科準備室	神　田			

４ 激震時の防災計画

１　基本方針

大地震の発生に備えて、その災害に応じた安全措置が緊急かつ適切に講じられるよう防災体制を確立し、災害の発生にあたっては、保護者・地域・教育委員会等と連携しながら児童の保全を図る。

２　地震防災本部の設置

⑴ 地震防災本部の編制は、四賀小学校防護団に準ずるものとする。

⑵ 地震防災本部長は、四賀小学校長があたる。

３　具体的計画

⑴ 避難訓練の実施

⑵ 施設・設備の日常点検の実施　安全点検日を設定(毎月１日)

⑶ 役割分担・指揮系統を確認し、避難訓練の実施にあわせながら研修をする。

⑷ 児童に対する指導

① 学級指導などによる対応指導

・登下校時に地震が発生したときの対応指導

・在校時に地震が発生したときの対応指導(発生を想定しての避難訓練の実施)

② 通学路における危険箇所の把握と非常時に対応できる具体的指導

③ 集団下校の実施(交通安全指導とあわせて)　下校訓練

４　激震災害発生時の対応

(1) 登下校時

① 登下校時

・家の方が近い児童は、帰宅可能な状態であれば帰宅する。

・登下校中は近くの公民館に避難する。（１次避難所）

・学校に来た方が近い児童は、校庭に避難待機する。

状況に応じて学級担任は１次避難所に避難している児童を把握する。また、家庭と連絡を取ったり家庭訪問をしたりして、児童の安否を確認し、随時本部長(学校長)に報告する。校庭での引渡しが可能な場合は、児童を保護者に引き渡す。

② 学校にいる時

・机の下などに待避して頭を保護し、震動がおさまったら校庭に避難。

・校庭に避難したら、家の人が引き取りに来るまで待つ。

(2) 児童の帰宅及び引渡し

① 警戒宣言が発令され、本部長(学校長)の指示により児童を帰宅させる時は、登校班による集団下校とする。

・地区担当職員による地区の状況確認の報告

・地区担当職員による引率

・罹災家庭が生じたり、道路等の損壊により下校困難と判断されたりした場合は、学校などの避難場所で一時保護し、家庭と連絡を取る。

② 非常時の児童の引渡し
・保護者が学校まで引き取りに来る。
・担任と保護者双方で児童を確認の上、児童名簿でチェックして引き渡す。

(3) 学校職員の対応
① 情報の収集・伝達
・教育委員会からの指示・連絡を第一とするが、情報を的確に把握するため、電話や報道による確認だけでなく、可能な限り現地において確認にあたり状況把握に努め、状況によっては学校長の判断のもと、指示・連絡を行う。(児童掌握職員と地区確認職員の分担)
・外部機関との情報交換は、本部長(学校長)があたる。
・状況に応じ、学級連絡網や地区連絡網などを使って、家庭と連絡を取る。PTA 支部長、校外指導部の協力も考える。

② 時間外の体制
・震度５強の場合：全職員学校集合
・震度５弱以上の場合：校長・教頭・教務・防災係集合
・震度４以上の場合：校長・教頭集合
※職員は家庭・家族の安全を確認後、可能な限り直ちに登校し、緊急配備につく。(児童の安全、学校内外の施設の点検・安全確認、地域の状況把握)
・諸事情により登校が不可能な者は、学校長の動員要請などに応じられるように自宅で待機する。
・学校が避難所になった場合は、市や教育委員会と連絡を取り、市の防災計画に従って学校を開放し、協力する。
・必要によっては男子職員による宿直体制を取り、夜間の緊急事態に備える。

③ 地震発生から児童引渡しまでの対応
・机の下などに待避させ、震動が収まったら避難誘導する。
・避難場所での児童の安全を確保する。
・児童を保護者に引き渡す。直接引き渡すことを原則とする。
・保護者に引渡し不可能な児童は、引渡しが可能になるまで職員のもとで保護する。

５ 土砂災害時の防災計画（R6.9追加 - R8.8修正）

１　土砂災害時発生時の対応

(1)登校以前に**「警戒レベル1・2」**発令された場合
・通常通りの授業を行うことを原則とするが、学校周辺で異常が確認されるなど極めて危険な状態は、登校を遅らせ自宅待機するなどの措置を行う。

(2)登校する以前に**「警戒レベル3・4」「土砂災害警報」「土砂災害危険警報」「土砂キキクル(赤)(紫)」**が発令された場合
・直ちに各家庭に自宅待機の連絡を行う。
・学校職員は、学区内の安全点検を行う。

(3)登下校時に**「警戒レベル3・4」「土砂災害警報」「土砂災害危険警報」「土砂キキクル(赤)(紫)」**が発令された場合
・学校職員は、学区内を巡視し家の方が近い児童は、帰宅可能な状態であれば帰宅するよう促す。
・道路の冠水など通学が不可能な場合は、近くの公民館や「子どもを守る安心の家」に避難する。（１次避難所）
・学校に来た方が近い児童は、学校校舎内に避難待機する。
・状況に応じて学級担任は１次避難所に避難している児童を把握する。また、家庭と連絡を取ったり家庭訪問をしたりして、児童の安否を確認し、随時本部長(学校長)に報告する。学校での引渡しが可能な場合は、児童を保護者に引き渡す。

(4)学校にいる時に**「警戒レベル3・4」「土砂災害警報(赤)」「土砂災害危険警報(紫)」**が発令あるいは学校周辺で異常が確認された場合
・校内放送（放送不可の場合口頭）で、発令・異常を知らせるとともに、帰りの用意をさせ、教室で待機させる。体育館・高学年等は、土砂災害の危険があるため、４年生以上は管理棟に移動する。

※１～３年　自分の教室で待機。
４年＝会議室・ふれあい教室　　５年＝図書館・かしわ　　６年＝なかよし１・２

・各教室（待機所）に避難したら、家の人が引き取りに来るまで待つ。
・学校より、保護者引き渡しのメールを配信する。

(5)児童の帰宅及び引渡し

・保護者が学校まで引き取りに来る。
・担任と保護者双方で児童を確認の上、児童名簿でチェックして引き渡す。
・罹災家庭が生じたり、道路等の冠水により保護者引き取りが困難と判断されたりした場合は、学校で一時保護し、家庭と連絡を取る。

(6)学校職員の対応

①情報の収集・伝達

・教育委員会からの指示・連絡を第一とするが、情報を的確に把握するため、電話や報道による確認だけでなく、可能な限り現地において確認にあたり状況把握に努め、状況によっては学校長の判断のもと、指示・連絡を行う。(児童掌握職員と地区確認職員の分担)
・外部機関との情報交換は、本部長(学校長)があたる。
・状況に応じ、リーバーや電話連絡、地区連絡網などを使って、家庭と連絡を取る。PTA 支部長、校外指導部の協力も考える。

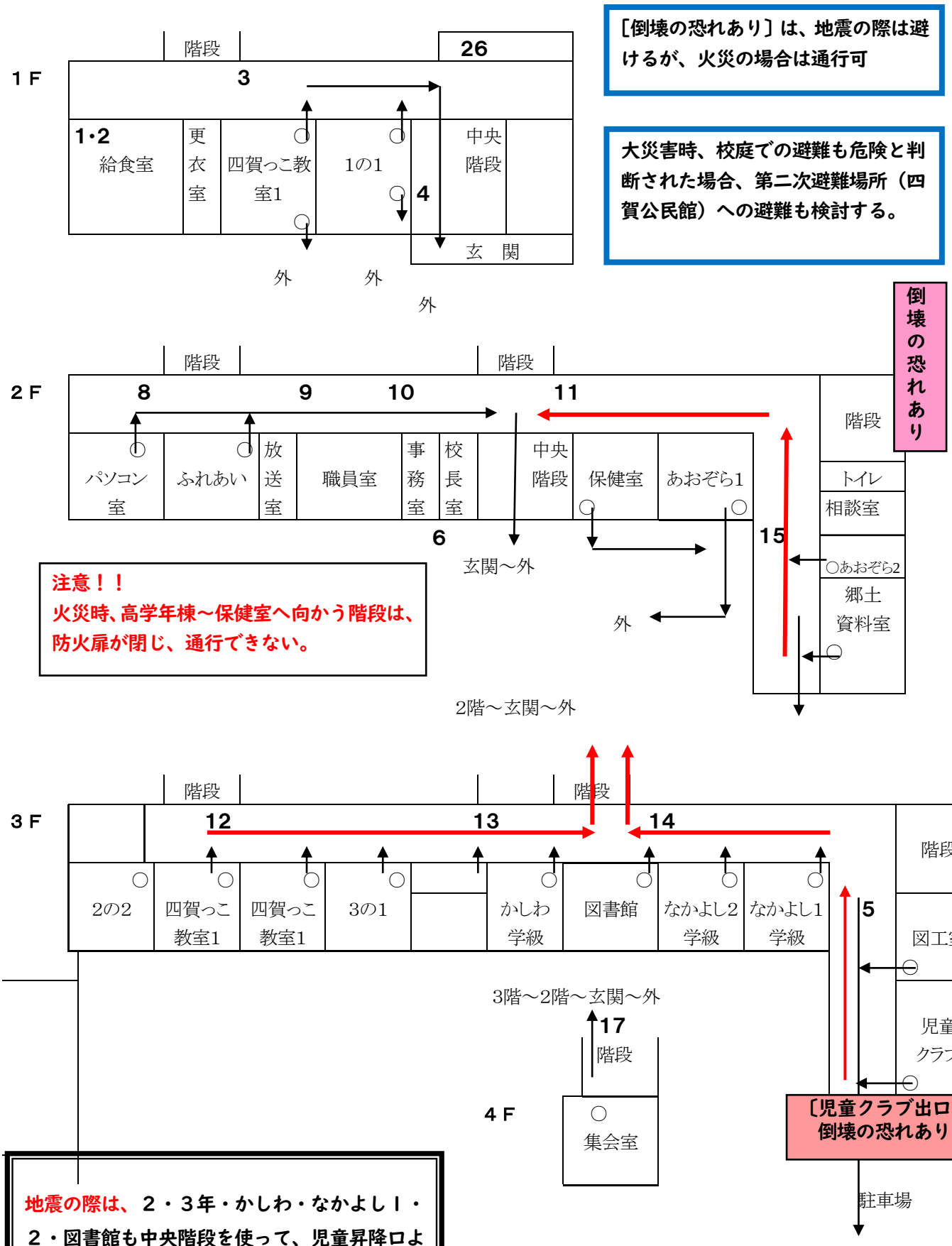
②時間外の体制

・職員は、警報が発令された場合、家庭・家族の安全を確認後、可能な限り直ちに登校し、緊急配備につく。(児童の安全、学校内外の施設の点検・安全確認、地域の状況把握)
・諸事情により登校が不可能な者は、学校長の動員要請などに応じられるように自宅で待機する。
・学校が避難所になった場合は、市や教育委員会と連絡を取り、市の防災計画に従って学校を開放し、協力する。
・必要によっては男子職員による宿直体制を取り、夜間の緊急事態に備える。
・保護者に引渡し不可能な児童は、引渡しが可能になるまで職員のもとで保護する。

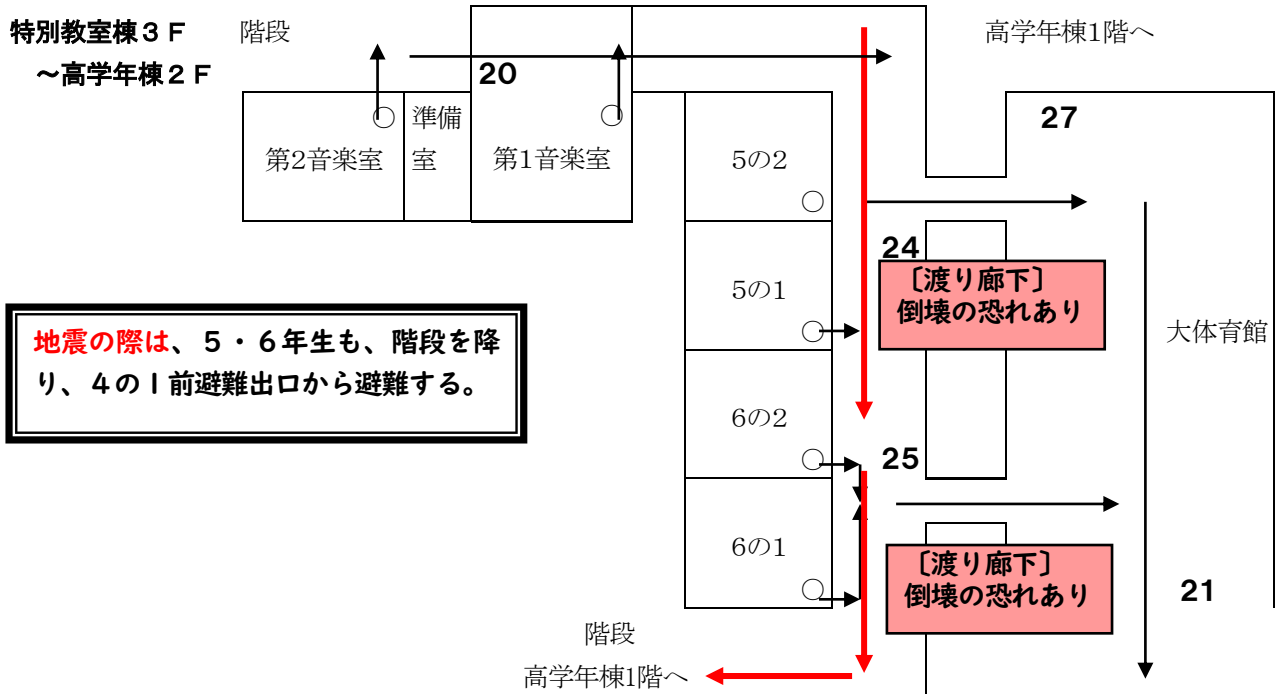
避難経路図 ・ 消火器配置図 （数字は消火器番号） 修正版 20260401

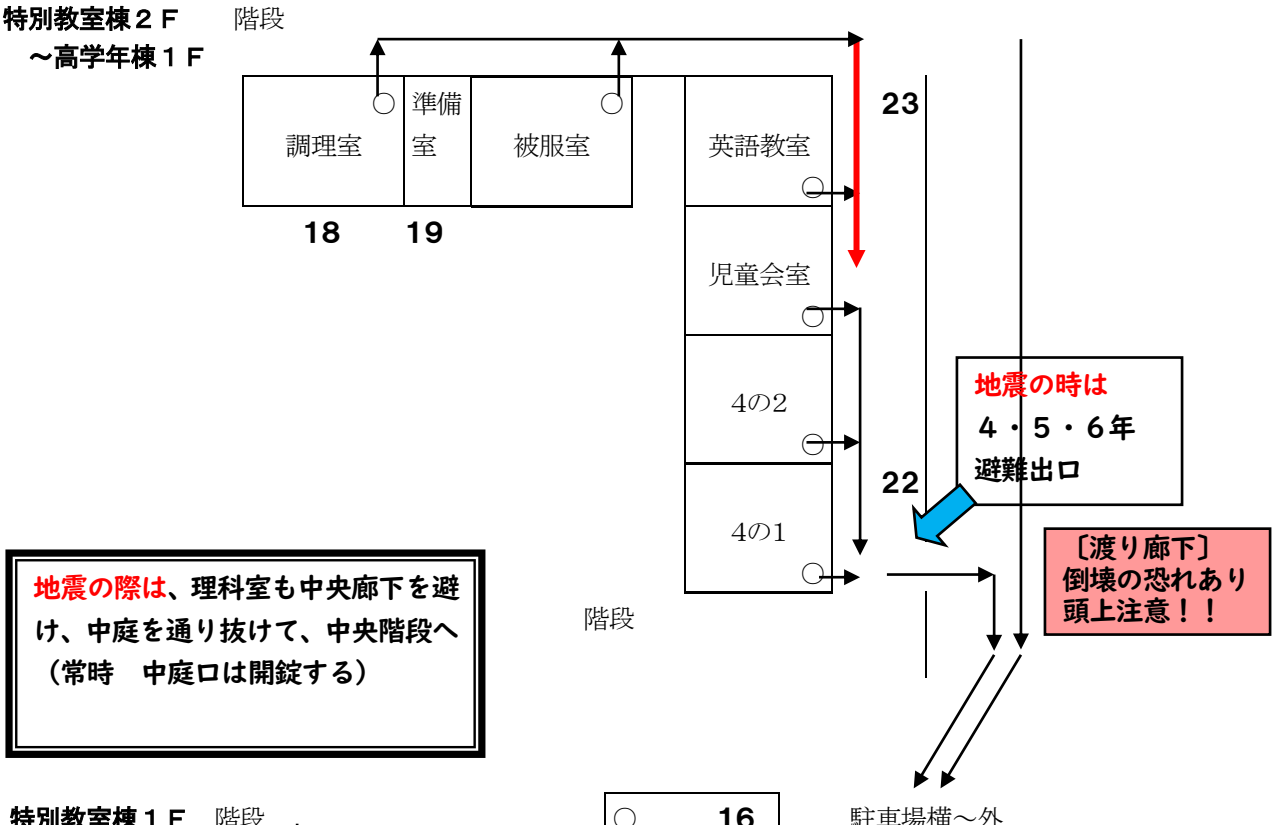
【※黒矢印･･･火災時　　※赤矢印･･･地震時】

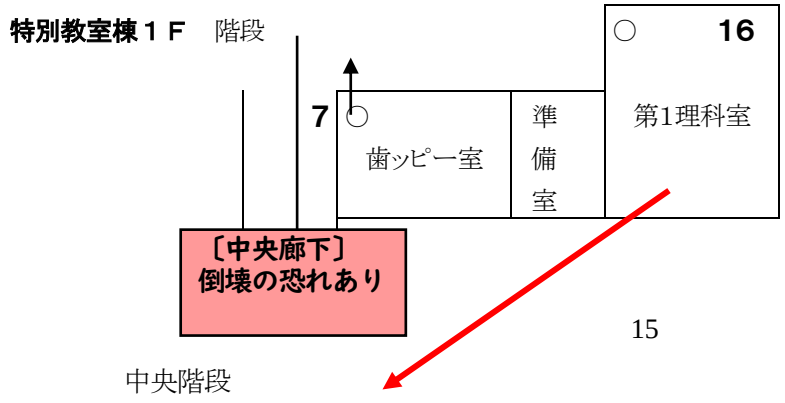
〈管理棟〉



〈特別教室棟～高学年棟～大体育館〉





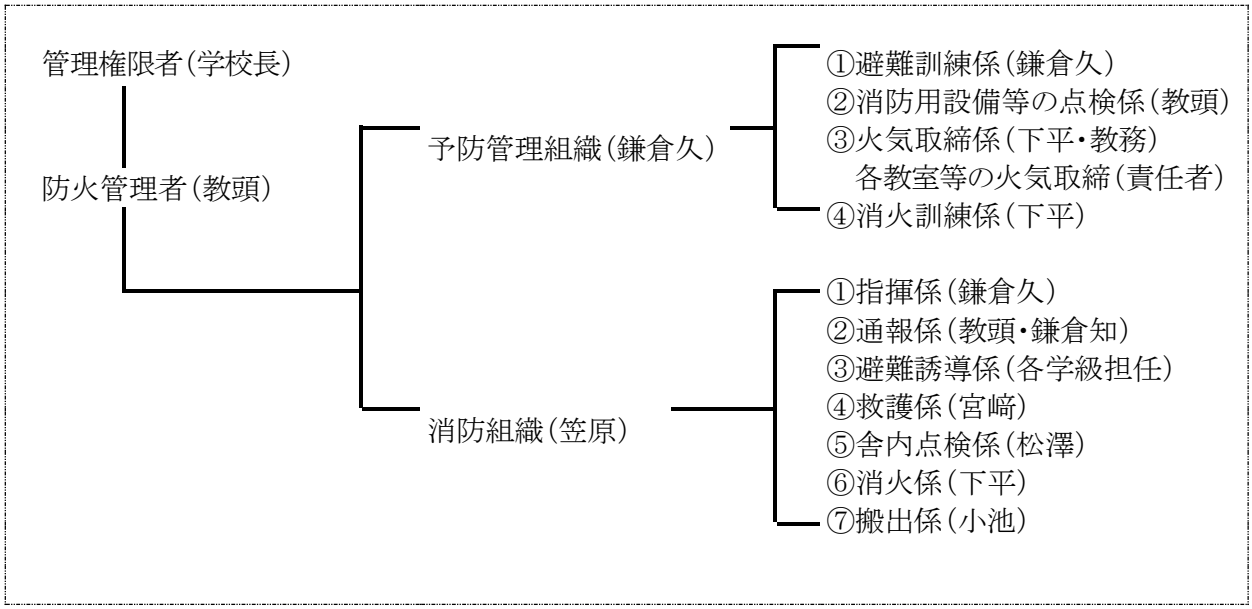


体育館への避難（不審者・給食室からの出火時）は，全校集会時と同じように動き避難する。その際，２年生のみ，中央廊下を通り特別教室棟の階段を上り，家庭科室の前を通る。児童会室前の階段を上りステージ側の入り口から入る。

学校防護

1　防災計画の作成
（1）　学校防護団の組織・編成
（2）　避難方法・避難経路図
※ 新規作成教室の管理責任者の先生は，作成をお願いします。
（3）　火災・地震災害予防の指導　（緊急地震速報マニュアルの作成と活用）
（4）　防火施設・備品の管理と整備
（5）　火気使用設備・器具の点検と整備

2　学校防護団
（1）　組織



（2）　編成

係　名	職　員	仕　事　の　内　容
本　部	学校長　教頭 指揮係（鎌倉久）	○全体の統括 ・避難場所の指示　・各係への指示，伝達　・外部への対応
通報係	○教頭・鎌倉知	○災害発生時の「119番」「110番」通報 ・通報順　①消防・警察　②市教委　③南信教事　④県教委 ・放送不可時の全校，係への連絡 ・学校機器（電話・FAX）使用不可時の連絡（携帯電話の使用） ・緊急時使用する放送機器の点検，整備
避難誘導係	○各学級担任 （専科授業者）	○避難場所への誘導 ・児童の避難誘導，掌握　・本部への報告（避難の状況） ・学年旗の携行（学年主任） ※授業時間外の避難誘導 ・普段から避難経路を指導しておく。近くにいる児童を誘導する。
救護係	○宮﨑	○負傷者の手当 ・保健室にいる児童の避難誘導　・学校医への連絡
舎内点検係	○松澤　鮎澤 牛山美 （岸本・黒澤）	○残留児童有無の確認 →児童の避難終了後、不明児童が認められ、家屋の倒壊・火災等がない場合、校舎内での不明児童の確認にあたる。 本校舎1・2F（牛山美）　3・4F（鮎澤） 体育館・高学年棟（松澤） 特別教室棟（松澤）　※専科授業時は，その学級担任が代行する。

		・体育館の防火扉を必要に応じ閉める。
消火係	○下平 ・内川　・星野 ・笠原　・(小松)	○初期消火 ・消防署(消防団)到着までの初期消火 ・電源の処理(小松)
搬出係	○小池　・鎌倉知 ・平林	○重要備品・物品の搬出
各学年主任		○児童の掌握 ・学年主任が係活動中は，係職員以外が児童掌握に努める

3　授業時間外の避難体制

○ 警報ベル，放送が入った時は，落下物の心配があるところから離れて，座って静かに待つ。

○ 教室以外からでも避難ができるよう，年度始めの授業等で避難経路を確かめておく。

任　務　（巡視・避難誘導箇所）		担　当　者	
本部の設置		○学校長　○教頭	
校庭集合場所12で児童掌握		○鎌倉久　中森	①
巡視・避難誘導	１の１から給食室まで　（トイレ・清掃用具室）	集合場所１　○辻（牛山美）	②
	パソコン教室から校長室まで　（トイレ）	集合場所２　○宮澤（小林）	
	郷土資料室から保健室まで　（トイレ）	集合場所３　○宮﨑（前島）	
	２の１から３の１まで　（トイレ）	集合場所４　○岩波	
	集会室から昇降口まで	集合場所（集会室４）○神田	
	図書館	○鮎澤	
	図工室からかしわ学級まで	集合場所５　○小池	
	英語教室から４年教室，東階段まで　（トイレ）	集合場所８　○下平	
	調理室から英語教室まで	集合場所７　○笠原 （岸本　黒澤）	
	６の１から５の２まで	集合場所１０　○星野	
	体育館から６年教室まで　（体育館トイレ）	集合場所１１　○内川	
	音楽室，プール・ごみステーション周辺（舎内から）	集合場所９　○松澤	
	理科室から中庭，中央階段まで　（トイレ）	集合場所６　○森本	
給食室		○牛山美	

①　；校庭集合場所で避難してきた児童から学級ごと整列。学級担任の到着までその学級の児童掌握

②　；残留児童を確認した後避難

○ 出張等の不在は，近くの担当者がフォローする。

○基本は，高学年児童が整列させ、校庭に避難するようになるが，担当職員は必要に応じ声がけをする。

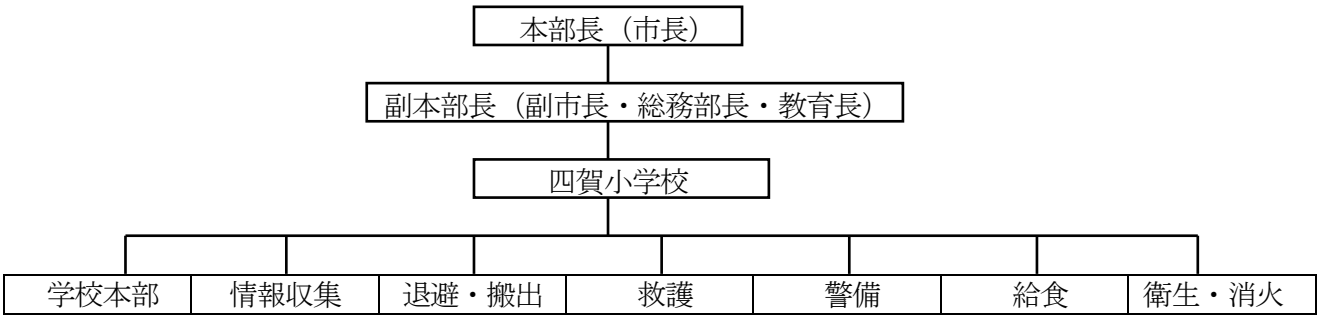
避難所開設・運営マニュアル

Ⅰ　避難所の開設･初期運営

1　避難所開設時の組織及び活動内容

大規模地震発生時・南海トラフ・東海地震等に係る警戒宣言発令時に直ちに避難所を開設する必要があるときは、諏訪市教育委員会の指示により以下の組織で避難所開設及び運営に対応する。なお、南海トラフ・東海地震に関しては「東海地震注意情報が発表された時」から児童の帰宅等避難所開設の準備行動を開始する。

（1）組　織



（2）活動内容

①学校本部

・大規模災害発生時・南海トラフ・東海地震に係る警戒宣言発令時の状況に応じた対応式全般に関すること。
・南海トラフ・東海地震注意情報が発表された時の状況に応じた対応指揮全般に関すること。
・避難所運営に関する基本方針に関すること。
・学校再開に関する基本方針に関すること。
・諏訪市災害対策本部、地震災害警戒本部（以下市本部という）担当職員配置後の運営協力の折衝。
・市及び教育委員会、区長会長、諏訪消防署、諏訪警察署、ＰＴＡ等との連絡調整。
・電話等外部からの問い合わせ、マスコミ取材等への対応。
・自治運営組織の立ち上げ支援及び組織立ち上げ後の運営協力の折衝。
・ボランティアへの対応。

②情報収集班

・避難者に対する放送等各種情報連絡の実施。
・児童、保護者への各種情報連絡の実施。
・児童、教職員の被害状況把握及び安否確認。
・災害情報・南海トラフ･東海地震に関する情報の収集。
・行政・メディアからの情報収集及び整理。

③退避･搬出班

・大規模災害発生時・南海トラフ･東海地震注意情報が発表された時における児童の帰宅及び保護者への引き渡し対策の実施。
・学校残留児童の安全確認。
・避難者名簿の作成、管理（別紙：避難者名簿）
・安否確認問い合わせ等への対応。

④救護班

・負傷者への応急救護活動。
・派遣医療班による避難所での救護活動の補助。
・医療品、医療用資材等の確保管理。
・周辺の医療機関開設状況の確認。

⑤警備班

・避難所の開設、避難者の誘導。
・校舎内、校舎周辺の被害状況・危険箇所の調査。
・校舎内の電話、電気、ガス、水道、灯油等ライフラインの被害状況及び復旧情報の収集。
・危険箇所、学校教育使用スペース等の立入禁止措置の実施
・落下物、倒壊物、ガラス飛散等の防止及びそれらの障害物の除去
・校舎内、校舎周辺の警備

⑥給食班

・食糧・物資の調達（別紙：食糧依頼伝票）（別紙：物資依頼伝票）
・食糧・物資の受け入れ（別紙：物資受け払い簿）
・学校備品の貸与及び管理
・炊き出しを行う場合の活動協力
・食糧・物資の配布及び管理

⑦衛生・消火班

・ゴミ処理方法の周知及び衛生管理
・トイレ使用方法の周知及び衛生管理
・避難所の清掃協力依頼
・手洗いの徹底、食器管理等の衛生管理
・生活用水の確保
・消防用設備等の点検管理
・火災等における初期消火

2　校舎の解錠（夜間・休日等）

・校舎の鍵は避難所の開設が必要となったとき、最初に来た者が開ける。ただし、校舎内及び校舎周辺の安全が確認され、避難所が開設されるまでは、避難者が来ても一旦校庭に避難するよう指示をする。

3　避難所の開設準備

市本部から避難所開設の要請があった場合、学校長は出来るだけ速やかに学校を開放する処置をする。ただし、下記【開設準備チェックリスト】により、実施項目に漏れがないか確認の上、開設準備を行う。

【開設準備チェックリスト】

チェック項目		チェック内容
	1，開設方針の確認	・市本部・市教育委員会から開設要請があったか ・被災者が開設を求めているか
	2，開設準備への協力要請	・避難者に対して開設準備、当面の運営協力を呼びかける ・避難者にもボランティアとしての協力を要請する
	3，施設の安全確認 ＊一見して施設が危険であると判断できる場合は，直ちに市本	・建物が危険でないか点検する ・裏山の崩落危険があるか点検や情報の収集に努める 【別紙：建物状況チェックシート】

	部へ連絡し，他の避難所への移動等必要な対応を検討する。	・火災や土砂災害等二次災害の恐れがないか建物周囲の状況を確認する ・落下、転倒しそうな物は撤去する ・危険箇所には張り紙をしてロープを張る ・安全性に不安がある場合は、市本部に連絡する
	4，避難所運営用の設置等の確認	・電話、ＴＶ、パソコン（校長・教頭用ノートパソコン）、放送設備等の使用可否を確認する ・災害時公衆電話の設置（職員玄関）
	5，避難者の安全確保	・開設準備中は、グラウンド等での待機を呼びかける。 ただし、雨天時及び冬季は安全確認がされた施設内へ仮誘導する
	6，機材・物資の確認	・防災倉庫　（場所：　校　庭　） ・運営用備品（場所：　同　上　）
	7，避難所利用範囲等の確認	・施設の安全確認後、避難所への利用範囲を定め注意事項等の張り紙をする（参照：避難所開放スペース） ・管理運営、救援活動等必要なスペースを屋内外に順次確保する ・使用禁止範囲には「立ち入り禁止」の張り紙をする ・使用場所、使用方法等についての張り紙でも説明する
	8，利用室内の整理・清掃	・机椅子等の片づけ ・破損物等の片づけ ・清掃、ゴミ処理
	9，受付の設置	・受付場所（場所：①体育館入り口） ※①が崩落の恐れがある場合は②職員玄関入り口とする ・長机、いす、筆記用具、避難者名簿等の準備 ・受付付近に施設利用ルール等を明示する
	10，避難所看板設置	・校門、施設入り口付近に避難所表示看板を設置する

4　市本部への報告（第１報）

避難所を開設したら【別紙：避難所状況報告書】により速やかに市本部へ避難所開設の報告をする。

市本部　教育総務課　TEL　52－4141

FAX　53－8299　　C4th教育総務課

5　避難者の受け入れ

校舎及び校舎周辺の安全が確保され、避難所の開設準備が整ったときは【受付時チェックシート】により要援護者を優先して避難所への誘導を行う。

【受付時チェックシート】

チェック項目		チェック内容
	1，受　　付	・避難者名簿を世帯単位で記入してもらう （高齢者等の場合、必要に応じて記入を手伝う） 【別紙：避難者名簿】
	2，避難所内の割当・誘導	・早い者勝ちでないことを周知する ・地域ごとなど共通したまとまりになるよう誘導する
	3，ルール等の周知	・当初は最低限の施設利用上のルールを定めておき、順次

		見直しを行う

6　避難所の開放スペース等

校舎及び校舎周辺の安全が確認され、避難所の開設準備が整ったときは、下の表に基づき校舎を開放する。

【開放スペース等】

分　　類	部　屋　名　等
◎　避難所スペース ・　要援護者用避難所	・　体育館 ・　校庭（南海トラフ・東海地震の警戒宣言発令時など） ・　四賀っこ教室１
・第２次避難所スペース （土砂崩落の危険があるとき） （土砂崩落の危険がないとき）	 ・１年１組教室　・２年教室　・３年教室 ・４年教室　・児童会室　・外国語教室
《避難所運営スペース》 ◎　受付所 ◎　避難所事務室 ◎　広報場所 ・　会議室 ・　仮眠所（運営者用）（学校関係者）など ・その他	 ・　体育館入口付近 ・　受付近く及び６年１組 ・　受付付近 ・　６年２組 ・　被服室 ・　集会室 ・　５年教室
《救援活動用》 ◎　救護室 ・　物資等の保管場所 ・　物資等の配布場所 ・　特設公衆電話の設置場所	 ・　保健室 ・　「ふれあい」 ・　体育館 ・　体育館
《避難生活用》 ◎　更衣室 ・　調理場 ・　遊戯場、学習室 ・　休憩室	 ・　更衣室 ・　調理室 ・　図書館、かしわ１学級、なかよし１学級、なかよし２学級 ・　第１音楽室
《屋外》 ・　仮設トイレ　・　ゴミ集積所 ・　物資等の荷下ろし場 ・　駐車場（緊急車両用）など	
《原則として利用しない部屋》 校長室、職員室、事務室、その他理科準備室、調理準備室など特別教室	
《予備スペース》 応急遺体安置所（原則避難所には遺体を安置しないが、災害状況によりやむをえない場合）（図工室）	

※　◎のついているスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。

※　施設配置図等に上記の内容を図示する。

7　自治運営組織立ち上げ支援

学校は施設管理者として市本部・地域の自主防災会と連携し避難者による自治運営組織の立ち上げを支援する。

8　その他

市本部より担当職員が配置になり次第、状況に応じて出来るだけ速やかに避難所運営委員会を組織し、避難所運営の中心的役割を避難所運営員会に移行する。学校は、避難所運営が円滑に行われるよう委員会を支援し、教育再開の準備を行う。